職員の業務負担軽減に関する項目

平成２１年３月に策定した「府立支援学校施設整備基本方針」に基づき、府内４地域で、小・中学部、高等部のある知的障がい支援学校４校と、職業学科のある知的障がい高等支援学校３校の新校整備を平成２７年４月に完了した。

交野支援学校四條畷校については、府内の知的障がい支援学校の児童生徒の増加に対応するため、当面、分校として継続する。

大阪府教育庁としては、平成２９年３月にお示しした大阪府立支援学校における知的障がいのある児童生徒数の将来推計の結果を踏まえ、今後の教育環境のあり方について、各校の状況把握も行いながら、平成２９年度中を目途に対応策の検討を進めているところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

平成２８年４月に大阪市立特別支援学校１２校を大阪府に移管したことを踏まえ、大阪市域を含む大阪府立支援学校における知的障がいのある児童生徒数の将来推計を実施した。

　その結果、今後１０年間における知的障がいのある児童生徒数は、平成２８年度在籍者数より約1,400人の増加が見込まれることを平成２９年３月に示したところ。

　府教育庁としては、将来推計の結果を踏まえ、今後の教育環境のあり方について、各校の状況把握も行いながら、平成２９年度中を目途に対応策の検討を進めているところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

府内の支援学校における看護師の配置にあたっては、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」、「公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」による教員の定数を活用し、各学校の実情に応じて、特別非常勤講師として看護師を配置している。

また、昨年度から、放課後の業務や泊を伴う行事にも対応することができる臨時技師（看護師）を配置している。

　平成２７年度からは、国の教育支援体制整備事業補助金を活用した高度医療サポート看護師を平成２７・２８年度は１校に１人配置、平成２９年度は２校に各１人配置している。

　医療的ケアを必要とする子どもが、安全で安心な学校生活を送るため、標準法定数で看護師を配置するよう、引き続き国に要望してまいる。

職場環境の改善に関する項目

府立支援学校の給食調理場の施設整備については、毎年実施している各学校への巡回指導の際や、学校からの要望に基づき、衛生面での必要性などを考慮し、緊急性の高いものから順次、改修等を実施しているところ。

　府の財政状況は依然として厳しい状況ですが、学校給食の円滑な運営が行われるよう、関係課とも協議を行いながら、環境整備の充実に努めてまいりたい。

　なお、寄宿舎舎食調理場についても、学校の現状を把握し、指導してまいる。

給与制度に関する項目

教職員の評価・育成システムについては、教職員の意欲・資質能力の一層の向上を図ることにより、教育活動をはじめとする様々な活動の充実、組織の活性化を図ることを目的として実施しているところ。

　評価結果の給与等への反映については、平成１９年度から前年度の評価結果を昇給及び勤勉手当に反映しており、平成２４年度からは上位評価の昇給への反映を廃止するとともに、勤勉手当については、より勤務成績が反映できるよう成績率を見直したところ。

　本年８月には、毎年度、実施している府立学校、市町村教育委員会を対象としたシステムの運用状況の確認に加え、システムに関する職員アンケートを実施し、評価者：９４．２％、1,138名中1,072名が回答、被評価者：７５．９％、6,000名中4,556名から回答をいただき、現在集約中。

今後、回答された意見も参考に、引き続き、「教職員の評価・育成システム」がより良い制度となるよう、充実・改善を図ってまいる。

賃金改善に関する項目

臨時的任用職員の処遇については、「職員の給与に関する条例」等の規定に基づき、措置してきたところ。

　教育職給料表の２級は教諭の職務の級とされており、臨時講師に適用することは困難。

　臨時的任用職員の初任給の上限については、平成２６年度から教育職給料表１級の上限を引き上げる改善を行ったところであり、今後とも他府県の状況や府の財政状況等を踏まえつつ、適切な対応に努めてまいりたい。

勤務時間に関する項目

勤務時間の割振りについては、各校で校長等が適切に行っていると認識している。

　なお、宿泊を伴う学校行事の引率業務を行う職員の勤務時間の割振りについては、（皆様との協議の上、）平成２４年４月より、当該行事を行う日における引率教員の行程のはじめから行程の終わりまでに要する時間が休憩時間（１時間）を除いて１１時間３０分以上１１時間４５分未満である日については、あらかじめ１１時間３０分の勤務時間を割振り、別の要勤務日に４時間の勤務時間を、１１時間４５分以上１５時間３０分未満である日については、あらかじめ１１時間４５分の勤務時間を割振り、別の要勤務日に３時間４５分の勤務時間を、１５時間３０分以上である日については、あらかじめ１５時間３０分の勤務時間を割振り、別の要勤務日を勤務を要しない日として、それぞれ割り振ることができるとしている。

教職員の業務負担軽減に関する項目

寄宿舎指導員については、標準法に基づく配置を基本として学校の実情も考慮しながら配置を行っているところ。

教職員の業務負担軽減に関する項目

教職員の人事異動については、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」並びに「府立学校教員人事取扱要領」及び「府立学校教職員人事取扱要領」に基づき、計画的に行っている。

　人事異動を進めるにあたっては、各学校における専門性等を踏まえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、ヒアリング等を通じ、個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに適切に行ってまいりたい。

教職員の業務負担軽減に関する項目

支援学校の教職員の配置については、法令に基づき、各学校の学級数等に応じて配置するほか、障がいの重度重複化への対応や、障がいの種別に応じた訓練指導、生徒指導や進路指導などの課題に対応するという観点から、各校の実情や取り組みに応じて、国の定数を活用し加配を行っているところ。

　今後とも、支援学校における教育水準や教育課題への対応等を踏まえつつ、法令に基づく定数を確保していく中で、適正な教員配置に努めてまいりたい。

職場の労働環境改善に関する項目

平成２８年度から年１回実施しているストレスチェック制度については、大阪府立学校安全衛生協議会で様々な観点から調査審議を行ったうえ、全府立学校の課程別に集団分析を行い、各校のストレスチェック結果と合せて、安全衛生管理者に通知した。

　これらの結果については、各校の安全衛生委員会等において、職場環境改善のための意見交換などを行う際の検討ツールの一つとして活用し、職場全体で教職員が働きやすい職場環境づくりに取り組むようお願いしているところ。

　今後とも、個人情報の保護に十分に配慮しながら、ストレスチェック制度等のメンタルヘルス対策を推進してまいる。

職員の健康管理に関する項目

府立支援学校における腰痛予防検診については、業務委託していた検診機関から実施が困難であるとの申し出を受け、平成２７年度より新たな腰痛予防検診方式としたところであり、一次検査についてはアンケート問診とし、二次検査については整形外科分野に精通した医療機関でのレントゲン検査並びに医師による診察を受診していただく方法としている。

　一次検査については、受診する必要のある方全てが受診していただけるように、腰痛検診対象者へ腰痛予防検診アンケートを配布しているところであり、引き続き周知徹底してまいる。

　二次検査については、従前から検診機関で実施していたところであり、新方式においても検診機関で実施する方式としているところ。

　一次検査で要二次検査と診断された方は、平成２７年度は４６２人、平成２８年度は４９６人、今年度が４３６名となっており、精密検査が必要な職員は受診していただていると認識。

　また、公立学校共済大阪支部が取り組んでいる「腰痛予防講座巡回講師派遣事業」や、「府立支援学校における腰痛対策重点事業」について、予防検診通知時にあわせて周知を行い、積極的な活用を働きかけているところ。

来年度についても、教職員の腰痛予防、悪化防止を図るため、本年度の検診状況を踏まえ適切に実施してまいる。

旅費に関する項目

平成２９年度の教職員旅費予算については、年度当初の４月に配当基準に基づく上期配当を行うとともに、６月時点における各学校の旅費予算執行計画を踏まえた下期配当を１０月に行った。

　さらに、現在集計中の旅費予算執行状況調査結果などを踏まえ、配当額の過不足を調整した上で、追加配当の通知を行う予定。

　来年度も府の財政は依然厳しい状況ですが、引き続き各学校と連携し、旅費予算の確保と適正な執行に努めてまいる。

教職員の業務負担軽減に関する項目

学校管理費については、従来から学校運営に支障が生じないよう必要な予算額の確保に努めるとともに、学校の意見も伺いながら適正配分に努めてきたところ。

　厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めてまいりたい。